

出したごみは責任を持って

ポイ捨て・不当投棄は禁止

みんなが捨てているから私も。ごみのポイ捨て、不法投棄により、美しい自然が汚されています。

きれいな町を目指し、みんな環境について考えてみましょう。

ポイ捨て禁止 環境美化を推進

鳥取県では、環境美化を推進するため、平成9年6月に「鳥取県環境美化の促進に関する条例」を制定。計画的に環境美化を進める必要がある地区を「環境美化促進地区」として指定しています。

日野町では、滝山公園地区が指定され、環境美化指導員が毎月8回定期的に巡回し、空き缶などの散乱状況やごみ容器などの管理状況を県に報告しています。

美化指導員には、恩田孝雄さん（黒坂）が県知事から委嘱を受け、地域を巡回指導しています。

自分で出した空き缶などのごみは、持ち帰りましょう。



鳥取県では、空き缶やたばこのポイ捨てを禁止しています。

鳥取県環境美化の 促進に関する条例

一部を抜粋して紹介します。

県民などの義務

県民などは、自ら屋外で出した空き缶などを持ち帰らなければならない。

県又は市町村が実施する空き缶などの散乱防止、清掃その他の環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

投棄の禁止

県民などは、みだりに空き缶などを捨ててはならない。

罰則

指定区域内において違反した人は、2万円以下の罰金に処する。

増加する

廃棄物の不法投棄

郡内の農道、林道脇などに廃棄物を不法投棄する行為が跡を絶たず、この対策が、快適な生活環境を確保する上でとても重要な課題となっています。

県では未然防止、適切な措置をするため、不法投棄の監視などを行う産業廃棄物不法投棄監視員を各市町村ごとに設置しています。

日野町では、奥田修さん（下榎）が県知事から委嘱を受けて町内を巡回し、不法投棄に関する情報収集などを行っています。

町内では、企業活動で排出

される「産業廃棄物」のほか、家庭からの「一般廃棄物」の不法投棄が急増。一昨年から

施行された家電リサイクル法による家電製品の不法投棄も増加しています。

不法投棄には、罰則があり、5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金に処せられるなど、反社会的行為という位置づけが強化されています。

不法投棄に関する 問い合わせ先

不法投棄に関する問い合わせは、日野総合事務所福祉保健局（電話72 2039）または役場地域整備課（電話72 2101）へ

私たちが巡回しています

指導員・監視員を紹介



環境美化指導員
恩田孝雄さん（黒坂）



産業廃棄物不法投棄監視員
奥田修さん（下榎）